

平成28年度貸切バス事業者安全性評価認定制度促進助成金交付要領

公益社団法人宮城県バス協会

(目的)

第1条 この要領は、日本バス協会が貸切バス事業者を評価する貸切バス事業者安全性評価認定制度に対し、認定された場合にその費用の一部を助成し、安全対策を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 バス事業者で、平成28年4月1日～平成28年10月末日までの間に認定された事業者を対象とする。

(助成金額)

第3条 貸切バス事業者安全性評価認定制度に係る申請手数料（バス協会会員事業者申請料）の半額を助成する。

(申請方法)

第4条 助成を希望するバス事業者は、「貸切バス事業者安全性評価認定制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、認定証の写し及び認定に係る申請手数料の領収書の写し又は振込書の写しを添付し、平成28年10月末日までに提出しなければならない。

(その他の必要事項)

第5条 この要領に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮城県バス協会が別にこれを定める。

附則

本要領は平成28年 4月18日より適用する。

貸切バス事業者安全性評価認定制度促進助成金交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会長 殿

事業者名
所在地
代表者氏名 印

平成28年度貸切バス事業者安全性評価認定制度で、認定されましたので、促進助成金交付要領第4条に基づき、下記のとおり申請します。

記

助成申請額 _____ 円

添付書類

- (1) 貸切バス事業者安全性評価認定証の写し
- (2) 認定に係る申請手数料の領収書の写し又は振込書の写し

助成金振込先

銀行等口座 _____ (銀行・信金・信組) _____ 支店

口座番号 (普通・当座) _____
(フリガナ)

口座名 _____